

## 地域障害者職業センターの業務の追加

- **地域障害者職業センターの専門性とノウハウをいかして、以下の業務をセンターの基幹業務の一つとして新たに位置づけ、地域の就労支援力の向上を図る。**
  - ① **地域において就労支援を担う専門的人材の育成**
  - ② **地域の就労支援機関に対する助言・援助**

※ このほか、福祉、教育等との連携による就労支援の強化のため、ハローワークを中心とした「チーム支援」の強化、障害者就業・生活支援センターのすべての障害保健福祉圏域への設置、実施体制の充実・強化が必要。

## 特例子会社がない場合の企業グループに対する障害者雇用率制度の適用

- **特例子会社を持たない場合でも、一定の要件の下で、グループ全体として実雇用率を算定することができる特例を創設。**

## 除外率の引下げ

除外率制度・・・障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者の雇用義務を軽減）

⇒ ノーマライゼーションの観点から、平成16年4月に廃止。  
ただし、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

※ 16年4月の引下げ・・・建設業、鉄鋼業：40%→30%、鉄道業、医療業：50%→40%、  
道路旅客運送業75%→65%、船舶運航事業100%→90% 等

⇒ 除外率制度については、法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当。

## 障害者権利条約の締結に向けた対応

障害者権利条約・・・障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的国際条約。  
昨年12月に国連総会で採択。本年9月に日本も署名。

⇒ 障害者権利条約の締結に向けて、雇用・労働分野における、

- ・ 差別禁止
- ・ 合理的配慮の提供

等について、労使、障害者団体等を含めて、考え方の整理を早急に開始し、必要な環境整備などを図っていくことが適当。